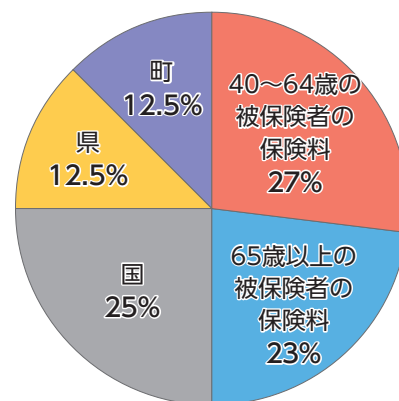


65歳以上の皆さん

令和5年度の介護保険制度

7月中旬に保険料額の通知書と納付書を送ります。
〔特別徴収（年金からの天引きの人）は通知書のみ〕

介護保険の財源構成
(居宅サービスの場合)



介護保険の財源

介護保険料は、皆さんが住み慣れた地域でできるだけ長く、安心して暮らしていくための財源として使われています。

この財源は、皆さんに負担していただく保険料と、国や県、町の公費で成り立っています。

年齢による介護保険料の納め方の違い

40歳～64歳の人	65歳以上の人
加入している健康保険（会社の社会保険、国民健康保険など）の保険料（税）と一緒に納めます。	健康保険とは別に、町に介護保険料として納めます。納付方法は原則、特別徴収（年金からの天引き）です。なお、一定の要件に該当する人は普通徴収（納付書・口座振替）となります。

	普通徴収	特別徴収
対象	年金受給額が年額18万円未満の人	年金受給額が年額18万円以上の人
納め方	送付される納付書や口座振替で納付	受給される年金から天引き
納期	7月から令和6年3月まで（年9回） ※年度途中で特別徴収に切り替わる場合があります。	年金の受給月（4月、6月、8月、10月、12月、令和6年2月）
その他	特別徴収の対象者でも、年度の途中で次の①～③に当てはまると、一時的に普通徴収となります。 ①65歳になった（誕生月の翌月に納付書を送付） ②東郷町に転入した（転入月の翌月に納付書を送付） ③税務申告の修正があり、保険料額が変更された ※①と②の場合、それぞれ65歳になった日、転入日からおおむね半年から1年後に特別徴収に切り替わります。切り替わるときに送付される通知書でご確認ください。	

注意事項

特別徴収に切り替わるまでは、納付書や口座振替で納めていただきます。
納付書が届いても「自分は年金からの天引きだから関係ない」と思って支払わないと、結果的に保険料が滞納になり、必要なときに介護保険サービスが受けられなくなる場合があります。通知書の内容を必ずご確認ください。

65歳以上の皆さんの介護保険料額

介護保険料額は、前年中の収入や所得に応じて14段階で決定します。

令和5年度介護保険料年額表（所得段階別）

所得段階区分	対象者	保険料率	保険料額（年額）
第1段階	①生活保護の受給者の人 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 ③世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入など80万円以下の人	基準額 ×0.26(※)1	17,400円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入など80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.35(※)1	23,500円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入など120万円超の人	基準額 ×0.62(※)1	41,600円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入など80万円以下の人	基準額 ×0.88	59,000円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入など80万円超の人	基準額(※)2	67,100円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.09	73,100円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.29	86,600円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.49	100,000円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	114,100円
第10段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.85	124,200円
第11段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額 ×2.05	137,600円
第12段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.25	151,000円
第13段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額 ×2.50	167,800円
第14段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額 ×2.65	177,900円

(※)1 消費税増税分を財源とした公費の投入で、保険料率と保険料額（年額）が軽減されています。

(※)2 基準額は、3年ごとに策定する介護保険事業計画の中で見直しています。令和3年度から令和5年度までの東郷町の基準額は**5,596円（月額）**です。保険料額（年額）は基準額に所得段階ごとの「保険料率」に12（月）を乗じて100円未満を切り捨てた金額です。

◆8月から新しい認定証等などをお使いください



・負担割合証をお持ちの人

手続などは特に必要ありません。7月中に新しい割合証をお送りします。8月1日からは新しい割合証をお使いください。

・負担限度額認定証および介護用品購入証明書（おむつ券）をお持ちの人

5月下旬～6月上旬に更新のお知らせをお送りしています。ご利用の人は、それぞれの期日までに高齢者支援課窓口へ持参または郵送により申請してください。